

平成 30 年 4 月 20 日

国公立大学図書館長 殿

国公立大学図書館協力委員会委員長
横浜市立大学学術情報センター長

三浦 敬

平成 30 年度大学図書館シンポジウムの開催について（ご案内）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会主催による標記シンポジウムを下記のとおり開催いたします。貴学図書館および e ラーニング担当部署の皆様にご参加くださいますようご案内申し上げます。

記

1. テーマ：大学教育の ICT 化と著作権法改正：学習資源のデジタル化と図書館資料の活用

<開催趣旨>

著作権法の一部を改正する法律案が国会に上程されています。今回の改正には教育の情報化に対応して権利制限規定の改定が含まれ、大学の授業等における著作物の利用が大きく促進されることが見込まれます。それに伴い、教員から図書館資料の教材利用について、図書館への問い合わせ等が今後増えることも予想されるなど、法改正を受けた補償金制度の概要や図書館における複製に係る第 31 条との関係について理解を深めておくことが必要です。なお、この改正案は 4 月 17 日に衆議院で可決され、その近々の施行が確定的となっています。

2. 日 時： 平成 30 年 5 月 18 日（金）13:00 ～ 17:15

3. 定 員： 82 名（先着受付順）

4. 参加費： 無料

5. 会 場： 早稲田大学 26 号館地下多目的講義室
(アクセス：<https://waseda.app.box.com/v/waseda26-access>)

6. プログラム：

大学教育のICT化と著作権法改正：学習資源のデジタル化と図書館資料の活用

<日時>	5/18(金) 13:00 - 17:15
<会場>	早稲田大学26号館地下多目的講義室 https://waseda.app.box.com/v/waseda26-access
<主催>	国公立大学図書館協力委員会著作権検討委員会

13:00-13:05	挨拶 莊司雅之（早稲田大学図書館事務部長）
13:05-13:10	趣旨説明 服部光泰(大学図書館著作権検討委員会主査、早稲田大学図書館)
13:10-13:50	著作権法改正がもたらす大学図書館と著作権団体との関係の変化 森一郎(東京大学附属図書館)
13:50-14:30	英国における大学図書館の資料活用と著作権包括契約の現況(実地調査報告) 海浦浩子(横浜市立大学学術情報センター)
14:30-14:45	休憩
14:45-15:25	早稲田大学のeラーニングと著作権における現状と課題 川合光(早稲田大学大学総合研究センター)
15:25-16:05	著作権法改正と著作物の教育利用 瀬尾太一(日本複製権センター)
16:05-16:20	休憩
16:20-17:00	パネルディスカッション パネリスト：森・海浦・瀬尾の3氏に加え、早稲田大学人間科学学術院からeラーニングに携わる教員が登壇の予定 モデレーター：土屋俊(大学改革支援・学位授与機構)
17:00-17:15	総括 土屋俊(大学改革支援・学位授与機構)

7. 参加申込み

下記のフォームよりお申込みください。

<https://goo.gl/forms/6ghMcIEtZnNGy5Cv1>

本日（4月20日）より受付を開始いたします。

8. 問い合わせ先：

国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会

事務局担当 早稲田大学図書館利用者支援課

kokkoshi-chosakuken@list.waseda.jp

以上